

令和6年度産業保健嘱託員募集要領

世田谷区総務部
職員厚生課

- 1 採用人数 産業保健嘱託員（非常勤） 1名程度
- 2 任用期間 令和6年7月1日～令和7年3月31日
(勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり)
- 3 応募資格 令和6年7月1日現在、保健師免許を有し、産業保健嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。
【地方公務員法第16条（欠格条項）】
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。
- 4 選考方法及び日程 (1) 第一次選考
方法：書類選考
(2) 第二次選考
方法：面接

日時：令和6年5月31日（金）予定

※その他、詳細については、第一次選考合格者に通知する。

5 選考結果

- (1) 第一次選考の結果通知は令和6年5月15日（水）発送予定。
5月21日（火）を過ぎても到着しない場合は、5月22日（水）午後5時までに下記「13 申込・問合せ先」まで問い合わせること。
- (2) 第二次選考の結果通知は令和6年6月中旬に発送予定。

6 勤務条件

- (1) 身分
地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
- (2) 報酬
報酬月額 232,593円（地域手当相当分を含む。）
期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
交通費 実費支給（月額上限55,000円）
- (3) 休暇
年次有給休暇その他、条例等に規定する休暇等の制度あり。
- (4) 勤務日数
月16日
- (5) 勤務時間
1日7時間45分
午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間1時間あり）
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。
- (6) 社会保険
健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、介護保険
- (7) 雇用保険
雇用保険の適用あり。
- (8) 公務災害補償等

公務災害補償等の適用あり。

- 7 勤務場所 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区総務部職員厚生課執務室内
- 8 主な職務 (1) 職員の健康相談、健康指導に関すること
(2) その他職員の健康管理に関し、所属長及び産業医の指示する事項
- 9 その他 (1) 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。
(2) 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。
- 10 申込書等の配布 (1) 「採用選考申込書兼履歴書」、「課題作文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「13 申込・問合せ先」にて配布する。
(2) 世田谷区ホームページ『区政情報－職員採用・人事行政－非常勤・アルバイト』から「採用選考申込書兼履歴書」、「課題作文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。
- 11 申込期間 令和6年4月5日（金）午前8時30分
～令和6年5月2日（木）午後5時（必着）まで
- 12 申込方法 (1) 「採用選考申込書兼履歴書」、「課題作文（別紙1）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙2）」、「保健師免許証の写し」を、下記「13 申込・問合せ先」へ郵送又は持参（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く。）
※メール及びファクシミリによる電送等では受付けない。
(2) 提出書類の作成に際しては、全て自筆で記入すること。
また、「採用選考申込書兼履歴書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に記入漏れ、事実相違があった場合は不合格とする。
(3) 選考書類は選考目的以外には使用しない。また、選考書類は一切返却しない。
- 13 申込・問合せ先 世田谷区総務部 職員厚生課 健康管理係

電話 03-5432-2117

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

(区役所第1庁舎5階51番窓口)